

○本庄市空き家等管理サービス事業者登録制度実施要綱

平成31年3月29日告示第110号

改正 令和4年1月14日告示第16号

改正 令和5年3月 9日告示第57号

(目的)

第1条 この要綱は、市が空き家等を管理するサービス（以下「空き家等管理サービス」という。）の提供を行う事業者（以下「事業者」という。）を登録し、所有者等に情報提供をすることにより、所有者等による空き家等の適切な管理を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、本庄市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年本庄市条例第19号）において使用する用語の例による。

(登録をすることができる事業者)

第3条 登録をすることができる事業者は、次のいずれにも該当する法人又は団体とする。

- (1) 市内に本店、支店、営業所又は事業所を有していること。
- (2) 定款等を定めていること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 法令、条例等の規定により許可、認可、届出等（以下「許可等」という。）を必要とするサービスにあつては、当該許可等があること。ただし、許可等を受けている事業者に委託できる場合にあつては、この限りでない。
- (5) 本庄市暴力団排除条例（平成24年本庄市条例第20号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にあり、若しくはそれらに関連する団体でないこと。

(空き家等管理サービスの種類)

第4条 空き家等管理サービスの種類は次に掲げるものとする。なお、登録に当たっては第1号から第7号に掲げるもののうち、1以上のサービスを行うものとする。

- (1) 空き家等の内外の点検

- (2) 空き家等の換気及び通水
- (3) 空き家等の敷地内・家屋の清掃
- (4) 空き家等の敷地内の除草又は樹木の剪定
- (5) 空き家等の家財の処分
- (6) 空き家等の修繕
- (7) 空き家等の解体
- (8) その他空き家等の適切な管理に関するサービス

(登録の申請)

第5条 登録を受けようとする事業者は、本庄市空き家等管理サービス事業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 事業者の定款等の写し
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 許可等を必要とするサービスにあつては、当該許可等があることを証する書類の写し。ただし、許可等を受けている事業者に委託する場合は、提出を要しない。
- (4) その他市長が必要と認める書類

(登録の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合は、その内容を審査の上、登録の決定をするときは、本庄市空き家等管理サービス事業者登録決定通知書（様式第3号）により、登録を却下するときは、本庄市空き家等管理サービス事業者登録申請却下通知書（様式第4号）により事業者に通知するものとする。

2 市長は前項の規定により、登録の決定をしたときは、本庄市空き家等管理サービス事業者登録名簿に登録するとともに、登録した内容について公表するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録の決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、前条第2項の規定により登録された内容に変更が生じたときは、速やかに本庄市空き

家等管理サービス事業者登録事項変更届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、登録内容の変更に準用する。

（登録の抹消）

第8条 登録事業者は、登録の抹消をしようとするときは、本庄市空き家等管理サービス事業登録抹消届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その登録を抹消するものとする。

3 第1項の場合のほか、市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができる。

（1） 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

（2） 所有者等に虚偽又は悪質な勧誘を行ったとき。

（3） 強引な手法や事実誤認を与える営業活動や表示を行ったとき。

（4） 登録内容に虚偽があったとき。

（5） 誓約事項に違反したとき。

（6） その他市長が適当でないと認めたとき。

4 市長は前2項の規定により、登録を抹消したときは、本庄市空き家等管理サービス事業者登録抹消通知書（様式第7号）により事業者に通知するものとする。

5 第6条第2項の規定は、登録の抹消に準用する。

（空き家等管理サービスの内容等に係る協議）

第9条 空き家等管理サービスの内容、料金その他必要な事項については、所有者等と登録事業者とが双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しない。

（資料提出等の請求）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、この要綱に定めるもののほか、登録事業者に対し、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本制度の実施に関し必要な事項は、市

長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 1 月 14 日告示第 16 号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 9 日告示第 57 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 7 条関係）

様式第 6 号（第 8 条関係）

様式第 7 号（第 8 条関係）